

*マイカー購入補助事業（二輪車不可）※2026年3月末終了

2026（令和8）年3月31日までに購入した場合は、以後2年間は申請できます。

前回申請の車検登録日（車検証枠外右上の日付）より3年以上経過した車1台が対象
使用者、振込者が配偶者の場合は申請承認願いを提出 ※使用者が子の場合は不可
→自動車検査証の使用者および購入代金の領収書の宛名が配偶者の場合は対象
但し申請承認願いの提出が必要（その他、子や家族は不可）

＜領収書について＞

頭金など一部金額でも領収書があればOK 注文書や請求書のみは不可
領収書がない場合は領収書の代わりになるものを提出
支払先・宛名・日付・金額・内容と決済方法のわかるもの

例) ①振込の場合

- ・振込受付書か送金先記載の通帳コピー
- ②クレジットの場合（リース契約は不可）
 - ・クレジット決済したときのレシート可
 - ・クレジットカードの利用明細書（一括）
 - ・クレジット利用計画書（毎月の引き落とし計画書）
 - ・クレジットの契約内容
- ③その他
 - ・購入後に出来たお買い上げ明細書、納品書などに決済を明記しているもの

2026（令和8）年3月31日でマイカー購入補助事業を終了するにあたり申請手続きについて以下のように扱う

●領収書と自動車検査証が必要。但し、車検証が3月31日までに提出できない場合は契約書（注文書や見積書は不可）でも可とする。その場合、領収書および契約書に表記されている日付を事由発生日とし、3月31日までのものとする。

●事由発生日が前回申請の車検登録日（車検証枠外右上の日付）より3年以上経過した車1台が対象

●日教弘和歌山支部は、車検証の添付がない申請は「仮申請」として受け付ける。

●自動車検査証の提出をもって申請完了とし、補助金の送金を行う。

●申請は事由発生日・申請完了時ともに保険加入者（和歌山で保険料払込者）であること。保険加入はそれぞれの該当月に保険料を納めていることで確認する。